

審 第 1 4 5 5 号
答 申 第 4 8 8 号
平成 2 9 年 1 1 月 1 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 9 月 1 7 日付け病経管第 9 6 6 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 9 0 号

平成 2 7 年 8 月 2 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 7 月 1 0 日付け病経
管第 6 1 0 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が、平成27年7月10日付け病経管第610号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2に掲げる各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月14日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「昨今、問題となった千葉県がんセンターの腹腔鏡手術の件に関する情報一切。および、それにかかる不正請求等に関する情報一切。

たとえば、内部告発や隠蔽、懲戒や第三者委員会や報道、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等への従事許可願、営利企業等への従事許可、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、委員への依頼文やその回答、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、会見の参加者・キャンセル者・申込者、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に

関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書を特定した。

- (1) 千葉県がんセンター（以下「センター」という。）腹腔鏡下手術に係る医療事故調査・検証への協力について（依頼）（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) センターにおける腹腔鏡下手術の死亡事例に係る第三者検証委員会の設置について（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) センター腹腔鏡下手術に係る医療事故検証委員会委員への就任について（依頼）（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) センター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会委員（以下「本件委員」という。）の委嘱について（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) センター腹腔鏡下手術に係る第三者による調査・検証へのご協力について（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) ご遺族からの同意書（9名分）（以下併せて「本件対象文書6」という。）
- (7) センター腹腔鏡下手術の調査・検証に係る協定書の締結について（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) センター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会報告書（案）（以下「本件対象文書8」といい、本件対象文書1から同7と併せて以下「本件対象文書」という。）

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、別表1の不開示部分欄に記載の各情報を不開示とする本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年8月20日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に行政文書を特定した上で、請求した文書を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号にも第3号にもともに該当しない。たとえ該当したとしても、開示を定めた同条第2号ただし書又は第3号ただし書に該当する。

また、公益上の理由によっても裁量的開示を行うべきである。

3 意見書の要旨

(1) 決定期限の延長の違法性

ごく少量であるにもかかわらず、本件請求に係る開示決定等の期限を特例延長したことは、明らかに監査請求の法定期限1年を超過させることを企図したものと云わざるを得ない。違法な適用であった。

(2) 条例第8条第2号非該当性について

本問題は、千葉県立の施設で惹起した事件であり、本件委員が千葉県の公金を報償費や交通費等として受け取っているのであるから、住所のうち最低限、千葉県であるかその他の都道府県であるのか、そして、その他の都道府県ならばどの都道府県なのかまでは、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する。

そして、本件委員の経歴書は、主権者が本件委員は本当に第三者と言えるのかを判断した上で、本件委員の任命権者と本件委員との両方に対して建設的な議論や批判を展開していくために不可欠な情報であり、少なくとも、本件委員が有識者であると判断された根拠と考えられる経歴部分については、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する。

法人担当者の氏名は、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する。

(3) 条例第8条第3号非該当性について

ア ○○○○○○は、千葉県と協定を締結したものの、現に法人の名称が開示されていても、目下、今回の医療事故検証についての問合せ等が殺到し業務に支障が

生じていない。

そして、千葉県と直接に協定を締結した法人でさえ、実施機関の表明するおそれが現実のものとなっていないにもかかわらず、間接的にセンターの問題の検証に関与した法人にだけ、当該法人名を開示したことによって、当該検証について業務に支障が生じるまでに頻回に又は多数の問合せが行われるとは認められない。説明責任の観点からも公表慣行があると言え、公表すべきである。

ゆえに、当該不開示部分は、条例第8条第3号に該当しない。

さらに、たとえ同号に該当したとしても、センターの問題の重大性に鑑みて、当該不開示部分は、同号ただし書に該当する。

また、実施機関は、同号イ及びロのいずれに該当するか示していないため、そもそも、当該部分についての実施機関の不開示決定は、違法である。

したがって、当該不開示部分は、いずれにせよ開示すべきである。

イ 実施機関は、法人名やメールアドレス等の連絡先を公表すると、当該法人の正当な権利利益が害されるまでに問合せが殺到するという懸念を表明している。

しかし、現に既に実施機関が公表している法人に対しては、そのような懸念が現実のものとなっていない以上、実施機関の抱くおそれには根拠と現実性とがともに欠落している。

ゆえに、当該不開示部分は、条例第8条第3号に該当しない。

さらに、たとえ同号に該当したとしても、センターの問題の重大性に鑑みて、当該不開示部分は、同号ただし書に該当する。

また、実施機関は、同号イ及びロのいずれに該当するか示していないため、そもそも、当該部分についての実施機関の不開示決定は、違法である。

したがって、当該不開示部分は、いずれにせよ開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容について

昨今、問題となったセンターの腹腔鏡下手術の件に関する情報である。

(1) 本件対象文書1

実施機関から〇〇〇〇〇〇理事長へのセンター腹腔鏡下手術に係る医療事故調査・検証への協力依頼についての行政文書。

(2) 本件対象文書 2

センターにおける腹腔鏡下手術の死亡事例の調査・検証を行う第三者検証委員会の設置についての行政文書。

(3) 本件対象文書 3

センター腹腔鏡下手術に係る医療事故検証委員会委員への就任依頼の行政文書。

(4) 本件対象文書 4

センター腹腔鏡下手術に係る本件委員の委嘱を決定する行政文書。

(5) 本件対象文書 5

センター腹腔鏡下手術に係る第三者による調査・検証を始めるに当たり、御遺族への御協力依頼についての行政文書。

(6) 本件対象文書 6

センター腹腔鏡下手術に係る第三者による調査・検証を始めるに当たり行った御遺族への御協力依頼に対する、御遺族からの同意書（9名分）。

(7) 本件対象文書 7

センター腹腔鏡下手術の調査・検証に係る実施機関と〇〇〇〇〇〇理事長との協定書の締結についての行政文書。

(8) 本件対象文書 8

センター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会で取りまとめた調査・検証結果の報告書（案）。

2 部分開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書4に含まれる本件委員個人の印影、住所、経歴書及び謝金等振込先については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

本件対象文書5及び同6に含まれる患者・遺族の個人名、個人の印影については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

本件対象文書7に含まれる法人担当者の個人名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書4及び同7に含まれる、法人印鑑の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、これを開示すると、印影が偽造される等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

また、本件対象文書7に含まれる第三者の法人名（県と協定を結んだ法人と協力関係にある法人名）については、当事者となった法人の内部管理情報であり、これらを開示すると、当事者関係にない中で今回の医療事故検証についての問合せ等が殺到し、業務に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

本件対象文書7に含まれる法人のメールアドレスについては、これらを開示すると、当該アドレス宛てに当該法人の業務外のメールが送信される等のおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、本件不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号又は第3号に該当しない旨主張する。

しかしながら、上記2に記載のとおり、同条第2号又は第3号の不開示情報に該当するものである。

(2) また、異議申立人は、たとえ同条第2号又は第3号に該当したとしても、開示を定めた同条第2号ただし書又は第3号ただし書に該当、また、公益上の理由によっても裁量的開示を行うべきと主張するが、この主張には理由がないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書1は、実施機関が、〇〇〇〇〇〇に対して、センター腹腔鏡下手術に係る調査・検証への協力を依頼する起案文書及びその添付書類である。

本件対象文書2は、センター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会設置に関する起案文書及びその添付書類である。

本件対象文書3及び同4は、センター腹腔鏡下手術に係る本件委員への就任を依頼する起案文書及びその添付書類並びに本件委員の委嘱を行うための起案文書及びその添付書類である。

本件対象文書5及び同6は、患者遺族に対して、第三者によるセンター腹腔鏡下手術に係る調査・検証への協力を依頼する起案文書及びその添付書類並びに患者遺族から取得した、当該調査・検証に対する同意書（9名分）及びその添付書類である。

本件対象文書7は、当該調査・検証に係る〇〇〇〇〇〇との協定書の締結に関する起案文書及びその添付書類である。

本件対象文書8は、第三者検証委員会が取りまとめた当該調査・検証結果の報告書（案）である。

本件対象文書のうち、本件対象文書4から同7に記載されている情報の一部について、実施機関は、条例第8条第2号又は同条第3号に該当すると主張し、不開示としている。

2 不開示部分について

本件対象文書4から同7のうち、不開示となっている部分は、別表1のとおりである。

異議申立人は、本件決定を取り消して、請求した文書を全部開示するよう主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性を、以下検討する。

(1) 本件対象文書4について

ア 本件委員の印影について

本件対象文書4には、別表1のとおり、本件委員の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当すると主張し、不開示としている。

上記情報は、本件委員の姓（名）が記録されており、本件委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件委員の印影は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

ところで、当審査会が本件対象文書4を見分したところ、不開示とされた本件委員の印影の一部は、弁護士がその業務で使用する印章の印影であることが認め

られた。

この点、条例第8条第2号は、事業を営む個人の当該事業に関する情報を不開示とする個人情報から除いていることから、弁護士がその業務で使用する印章の印影は、同号により不開示とすることはできないところ、条例は、第8条第3号の規定により、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、不開示とすることができる旨定めている。

そこで、実施機関からの主張はないが、当審査会の職権により、上記情報の同号該当性について改めて検討すると、上記情報は、事業を営む個人である弁護士の事業上の印影であり、事業を営む個人が文書の公証性及び真正性を明らかにするために用いられるものであると認められる。

また、当該事業を営む個人の事業内容から、この印影が通常広く知れ渡るものであるとも言えない。

そうすると、これを公にすると、偽造されて悪用されるなどし、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められないことから、条例第8条第3号ただし書には該当しない。

以上のことから、本件委員の印影のうち、弁護士がその業務で使用する印章の印影については、実施機関が主張する条例第8条第2号本文には該当しないが、同条第3号イに該当し、不開示が妥当である。

イ 本件委員の住所について

本件対象文書4には、別表1のとおり、本件委員の住所が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当すると主張し、不開示としている。

本件委員の住所は、本件委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

この点、異議申立人は、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する旨主張する。

しかしながら、当審査会において確認したところ、本件委員の氏名及び役職等

は、千葉県ホームページ上で公表されているものの、本件委員の住所は公表されておらず、また、「第三者委員会委員」の住所を公表する慣行も認められないため、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

ウ 本件委員の経歴書、履歴書及び略歴書（以下「経歴書等」という。）について

本件対象文書4には、各委員から提出された経歴書等が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当すると主張し、不開示としている。

当審査会が本件対象文書4を見分したところ、経歴書等には、本件委員ごとにそれぞれ形式は異なるものの、本件委員の氏名、生年月日、住所、学歴、経歴及び役職等が記載されていることが認められた。

上記情報は、本件委員の個人に関する情報であることは明らかであり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

この点、異議申立人は、経歴書等のうち、本件委員の経歴部分については、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当する旨主張する。

そこで、当審査会が見分したところ、経歴書等のうち、本件委員の経歴等の部分には、本件委員の活動において通常公開されている情報（本件委員の現在の役職、自身の著書等）が記載されていることが認められた。

また、本件委員の氏名及び役職等については、上記イで述べたとおり、千葉県ホームページ上でも公表されている。

そうすると、経歴書等のうち、本件委員の氏名、本件委員の現在の役職、自身の著書等については、公表慣行が認められ、慣行として公にされている情報に該当する。

以上のことから、経歴書等のうち、別表2の本件対象文書4の上欄に記載した各情報（表題及び各欄の項目名は除く）は、条例第8条第2号ただし書イに該当

し、開示すべきである。

また、経歴書等のうち、表題及び各欄の項目名についても、当該部分を開示することで他の不開示情報を明らかにすることにはならないため、開示すべきである。

しかしながら、経歴書等のその余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示が妥当である。

エ 本件委員の謝金等振込先について

本件対象文書4には、各委員から提出された謝金等振込先が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当すると主張し、不開示としている。

当審査会が本件対象文書4を見分したところ、謝金等振込先には、口座名義人、振込先金融機関、預金種目、口座番号、現住所及び最寄り駅が記載されていることが認められた。

上記情報のうち、口座名義人については、全て本人名義の口座が記載されており、本件委員の氏名は公表されていることから、慣行として公にされている情報であると認められる。

したがって、口座名義人は、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

しかしながら、振込先金融機関、預金種目及び口座番号については、本件委員の個人の財産に関する情報であって、通常、他人に知られたくないものであり、財産の保護の観点から、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

次に、現住所については、上記イで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

次に、最寄り駅については、本件委員の自宅の最寄り駅が記載されており、本件委員の個人に関する情報であって、公にすることにより、本件委員の自宅が

特定される可能性があるなど、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ところで、当審査会が見分したところ、本件委員のうち、数名の謝金等振込先においては、当該委員の勤務先の最寄り駅又は交通費不要等の記載がされていることが認められた。

したがって、上記部分については、公にしても、個人の権利利益を害するおそれは認められないことから、条例第8条第2号本文後段には該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

オ 大学長印の印影について

本件対象文書4には、別表1のとおり、本件委員の所属先である学校法人の大学長印の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当すると主張し、不開示としている。

上記情報は、当該文書が、法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の印影が偽造等され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示が妥当である。

(2) 本件対象文書5及び同6について

ア 患者及び患者遺族の氏名について

本件対象文書5及び同6には、別表1のとおり、センター腹腔鏡下手術で亡くなった患者及びその遺族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当すると主張し、不開示としている。

上記情報は、患者又はその遺族の個人に関する情報であって、特定の個人を

識別できる情報であると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

イ 患者遺族の印影について

本件対象文書6には、別表1のとおり、患者遺族の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当すると主張し、不開示としている。

上記情報には、遺族の姓が記録されており、当該遺族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

(3) 本件対象文書7について

ア 法人名について

本件対象文書7には、別表1のとおり、センター腹腔鏡下手術の検証・調査に協力した法人名が記載され、実施機関は、条例第8条第3号に該当すると主張し、不開示としている。

この点、実施機関は、同号該当性について、上記情報を公にすると、当該法人が当事者関係にない中で今回の医療事故検証についての問合せが殺到し、当該法人の業務に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

ところで、同号にいう「法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、ノウハウ、信用等、法人の運営上の地位を広く指すものである。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じて適切に判断する必要があり、また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められていると解される。

そうすると、実施機関が主張する、当該法人に対してセンター腹腔鏡下手術に関する問合せが殺到してその業務に支障が生じるということは、その可能性は

否定できないものの、法的保護に値するほどの蓋然性があるとする具体的な事情は、実施機関の説明からはうかがえない。

また、当審査会において確認したところ、当該法人は、医療事故調査を専門に行う機関であることから、その業務の性質に鑑みると、当該法人が、センター腹腔鏡下手術に関する調査・検証に関与していることが明らかになったとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

イ 法人担当者の氏名について

本件対象文書7には、別表1のとおり、千葉県と協定を締結した〇〇〇〇〇〇の事務局長、事務局次長及び事業部主任の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

この点、異議申立人は、法人担当者の氏名は、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、同号ただし書イに該当し、開示すべきであると主張するが、そのような公表慣行は認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

ウ 理事長印の印影について

本件対象文書7には、別表1のとおり、〇〇〇〇〇〇の理事長印の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当すると主張し、不開示としている。

上記情報は、当該文書が法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の印影が偽造等され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示が妥当である。

エ 法人のメールアドレスについて

本件対象文書7には、別表1のとおり、法人が業務で利用するメールアドレスが記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第3号に該当すると主張し、不開示としている。

当審査会において確認したところ、上記メールアドレスは、当該法人のホームページ等では公表されていないことが認められた。

そうすると、法人のメールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信され、当該法人の業務に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示が妥当である。

3 開示決定等の期限の特例延長について

異議申立人は、本件請求に対して、実施機関が開示決定等の期限を特例延長したことは違法である旨主張する。

条例第14条は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる旨規定している。

当審査会において確認したところ、本件請求に対して実施機関が開示決定等を行った行政文書は、枚数が本件決定で開示したものを含め数千枚に上り、著しく大量であることが認められる。

加えて、当該行政文書の不開示部分は多岐に渡り、開示、不開示の判断に時間を要することから、当該行政文書の全てを当該期間内に開示決定等を行うことは困難であり、実施機関の通常の事務の遂行に著しい支障が生じることになると認められる。

また、実施機関は、当該行政文書のうち、相当の部分については、平成27年7月9日付けで開示決定等を行い、残りの部分については、平成27年9月10日付けで開示決定等を行っているが、これは、当該行政文書の枚数等を踏まえれば、条例第14条が規定する「相当な期間」を徒過しているとまでは言えない。

以上のことから、実施機関が、本件請求に対して開示決定等の期限を特例延長したことは、条例第14条の規定に基づいたものであると認められるため、違法又は不当とは言えない。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、別表2に掲げる各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月17日	諮問書の受理
平成27年10月 2日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月16日	異議申立人の意見書の受理
平成29年 6月30日	審議
平成29年 7月28日	審議
平成29年 9月29日	審議

別表 1

対象文書	不開示部分
本件対象文書 4	承諾書中、「本件委員の印影」
	誓約書中、「本件委員の住所及び印影」
	本件委員の経歴書、履歴書及び略歴書
	本件委員の謝金等振込先
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る医療事故検証委員会委員の就任について（回答）中、「大学長印の印影」
本件対象文書 5	起案用紙の別記あて中、「患者遺族及び患者の氏名」
本件対象文書 6	同意書中、「患者の氏名、患者遺族の氏名及び印影」
	同意書の添付書類中、「患者遺族名」
本件対象文書 7	起案用紙の伺い文中、「法人名」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る医療事故調査・検証への協力依頼に対する回答中、 「理事長印の印影」、「事務局長、事務局次長及び事業部主任の氏名」、「法人のメールアドレス」
	協定書中、「理事長印の印影」
	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の評価に係る事務局経費中、「法人名」

別表2

対象文書	開示すべき情報
本件対象文書4	<p>経歴書等に記載された以下の情報</p> <p>〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」</p> <p>〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「所属事務所名」、「現職」、「現在の役職」</p> <p>〇〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」、「著書」</p> <p>〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」、「著書」</p> <p>〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」</p> <p>〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「現在の所属及び役職」</p> <p>〇〇〇〇〇委員分：「表題」、「各項目名」、「氏名」、「所属事務所名」、「現在の役職」</p> <p>謝金等振込先に記載された以下の情報</p> <p>各委員の「氏名」、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員分の「最寄り駅」</p>
本件対象文書7	<p>起案用紙の伺い文中、「法人名」</p> <p>千葉県がんセンター腹腔鏡下手術の評価に係る事務局経費中、「法人名」</p>

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)